

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の概要

1 背景

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、食と農林漁業を再生するため、民間の資金・ノウハウを十分に生かし、官民が連携した新たな資金循環等による農林漁業の成長産業化が求められているところ。

2 趣旨

我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。

3 法律の概要

(1) 機構の設立及び政府の出資等

- ① 機構は、農林水産大臣の認可により全国で一を限り設立
- ② 政府は、常時、機構の発行済株式総数2分の1以上を保有し、必要と認めるときは機構に出資等を実施 【H24当初予算:300億円(産業投資)】

(2) 農林漁業成長産業化委員会

支援対象及び支援内容等の決定のため、機構に農林漁業成長産業化委員会(農林漁業に関し専門的な知識経験を有する者その他の委員で組織)を設置

(3) 業務の範囲

- ① 新たな事業分野を開拓する事業活動を行う六次産業化・地産地消費の認定事業者に対する出資(直接出資)、資本金劣後ローンの提供
- ② ①の者に対し資金供給その他の支援を行う団体に対する出資(間接出資)、指導 等

(4) 支援基準及び業務の実施

- ① 農林水産大臣は、機構が支援対象及び支援内容を決定するに当たって従うべき基準(支援基準)を策定
- ② 支援基準は、農林漁業者の主導性の確保に関する事項等を含み、地域の農林漁業の健全な発展等に配慮して策定
- ③ 機構は、支援基準に従い、農林水産大臣の認可を受けて支援を実施

(5) その他

上記のほか、農林漁業者等の意見聴取、存続期間(~H45. 3)、国による監督等の規定を整備